

令和元年度福岡市包括外部監査の結果報告書(概要版)

福岡市包括外部監査人 吉村祐二

○本報告書の構成は次のとおり

項目の概要	本編頁	本概要版
I. 監査の概要(テーマ, 対象, 視点, 実施者等)	P 1	P 2
II. 監査対象の概要	P 4	P 6
III. 監査の結果の概要 (監査結果の記載方法, 指摘事項及び意見の件数, 項目)	P 25	P 3
IV. 財務事務における監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見	P 29	P 8
1. 学校教育に関する事業についての視点に関する監査結果	P 29	P 8
2. 財産管理の視点に関する監査結果	P 333	P 26
3. 教職員の労務管理を踏まえた財務事務の執行状況について	P 371	P 31
V. 市の学校教育全般に関する意見【総合意見】	P 409	P 33

○監査の概要・監査実施者などは次のとおり

項目	内容						
監査テーマ	福岡市学校教育に関する財務事務について						
選定理由	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校教育は将来の社会を担う子どもたちを育成するものであり、福岡市における教育費の支出は令和元年度の当初予算で 1,223 億円、<u>一般会計の約 14.2%</u>を占める ○ 福岡市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、平成 21 年6月に策定した教育振興基本計画となる「<u>新しいふくおかの教育計画～『改革』と『共育創造』～</u>」(第1次福岡市教育振興基本計画)に基づき、多様な教育課題を克服し、教育目標を達成するために様々な施策に取り組んだ。 ○ 学校教育を取り巻く環境は、超スマート社会(Society5.0)の実現に向けた動きや<u>働き方改革の推進</u>など、社会が急速に変化する中で大きく変化。 ○ 学校事務の効率化と教員の負担軽減に向けて令和元年度より学校事務の一部を集約する「<u>共同学校事務室</u>」を全市展開。 ○ 学校教育に係る現状把握に基づく<u>正確な課題認識</u>を行い、その対応について<u>効果的かつ効率的に実施しているか</u>の確認に資する目的で選定。 						
監査の対象と監査手続	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校教育に関する「第1次福岡市教育振興基本計画」において市が主要事業と位置付けた 60 の事業について、各事業の予算決算を踏まえ、事業費、事業内容及び成果等を検証するため、アンケート調査、資料閲覧、ヒアリング等を実施。 ○ また、市立学校長に対する学校管理状況に関するアンケート調査、及び 10 の市立学校について現場監査を実施。 <table border="1" data-bbox="424 1122 1227 1272" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">対象部局等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>教育委員会</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>公益財団法人福岡市学校給食公社</td> </tr> </tbody> </table>	対象部局等		1	教育委員会	2	公益財団法人福岡市学校給食公社
対象部局等							
1	教育委員会						
2	公益財団法人福岡市学校給食公社						
監査対象期間	○ 平成 30 年度(必要に応じて令和元年度や平成 29 年度以前の過年度も対象)						
監査の視点	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校教育に関する事業について <ul style="list-style-type: none"> ・「第1次福岡市教育振興基本計画」に基づく事業が実施され成果が得られているか ・契約事務が適切に行われているか ・「共同学校事務室」が適切に運用されているか ○ 財産管理の状況について <ul style="list-style-type: none"> ・施設管理、財産管理は適切に行われているか ・債権管理(未収金)、学校徴収金等の管理は適切に行われているか ○ 教職員の労務管理を踏まえた財務事務の執行状況について <ul style="list-style-type: none"> ・「教職員の業務改善のための実施プログラム(平成 30 年3月)」が適切に運用されているか ・労務管理を踏まえた財務事務の執行が適切に行われているか ・教職員が適切に配置されているか、またそのための採用が計画的に行われているか 						
監査実施者	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%; border: none;">包括外部監査人</td> <td style="border: none;">公認会計士 吉村 祐二</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">包括外部監査人補助者</td> <td style="border: none;">公認会計士 弁護士 など合計9名</td> </tr> </table>	包括外部監査人	公認会計士 吉村 祐二	包括外部監査人補助者	公認会計士 弁護士 など合計9名		
包括外部監査人	公認会計士 吉村 祐二						
包括外部監査人補助者	公認会計士 弁護士 など合計9名						

○「指摘事項」と「意見」の件数は次のとおり

1 学校教育に関する事業についての視点に関する監査結果		指摘	意見	合計
(1) 「第1次福岡市教育振興基本計画」における個別事業と成果及び契約事務について		4	35	39
(2) 共同学校事務室の運用について		-	2	2
2 財産管理の視点に関する監査結果		指摘	意見	合計
(1) 施設管理, 財産管理について		3	6	9
(2) 債権管理(未収金), 学校徴収金等の管理について		1	1	2
3 教職員の労務管理を踏まえた財務事務の執行状況について		指摘	意見	合計
(1) 学校における労務管理の状況		-	4	4
合計		8	48	56

総合意見		意見	合計
教育委員会の学校現場サポートの強化について		1	1

○指摘事項及び監査の結果に添えて提出する意見は次のとおり

監査結果項目	意見/指摘	番号	内容
1 学校教育に関する事業についての視点に関する監査結果			
(1) 「第1次福岡市教育振興基本計画」における個別事業と成果及び契約事務について			
	意見	意見IV-1-(1)-1	学生サポーター制度活用について
	意見	意見IV-1-(1)-2	学校図書館における標準冊数の未達成について
	意見	意見IV-1-(1)-3	図書の廃棄(除籍)について
	意見	意見IV-1-(1)-4	学校司書の配置について
	意見	意見IV-1-(1)-5	スクールカウンセラーの勤続年数について
	意見	意見IV-1-(1)-6	スクールソーシャルワーカーの配置について
	指摘	指摘事項IV-1-(1)-1	提案競技資料の廃棄誤りについて
	意見	意見IV-1-(1)-7	ネイティブスピーカー派遣予定時間について
	意見	意見IV-1-(1)-8	特別支援学校と高等学校へのネイティブスピーカー派遣について
	意見	意見IV-1-(1)-9	学校ネットパトロール事業における目標未達成とその原因把握について
	意見	意見IV-1-(1)-10	ふれあい学び舎事業参加児童数について
	意見	意見IV-1-(1)-11	学習支援リーダーと学習支援員の従事時間について
	意見	意見IV-1-(1)-12	みんなの学習クラブを利用していない学校について
	意見	意見IV-1-(1)-13	中学校における「みんなの学習クラブ」利用方法の見直しについて

監査結果項目	意見/指摘	番号	内容
	意見	意見IV-1-(1)-14	成果指標の達成について
	意見	意見IV-1-(1)-15	教育カウンセラーの配置について
	指摘	指摘事項IV-1-(1)-2	役員名簿の入手漏れについて
	指摘	指摘事項IV-1-(1)-3	実績報告の合計誤りについて
	意見	意見IV-1-(1)-16	ゲストティーチャー派遣要綱の制定について
	意見	意見IV-1-(1)-17	食育推進事業の各校における実施状況について
	意見	意見IV-1-(1)-18	学習定着度調査項目について
	意見	意見IV-1-(1)-19	提案競技における財務諸表の評価について
	意見	意見IV-1-(1)-20	予算超過について
	意見	意見IV-1-(1)-21	計画書と報告書について
	意見	意見IV-1-(1)-22	成果指標について
	意見	意見IV-1-(1)-23	知的障がい特別支援学校就労率の向上について
	意見	意見IV-1-(1)-24	特別支援教育支援員の配置について
	意見	意見IV-1-(1)-25	教職員の特別研修受講者について
	意見	意見IV-1-(1)-26	研修受講率について
	意見	意見IV-1-(1)-27	教職員の精神疾患による病気休職者数の増加について
	意見	意見IV-1-(1)-28	スクールガードの登録者について
	意見	意見IV-1-(1)-29	細菌検査の結果と対応の記載について
	意見	意見IV-1-(1)-30	PFI事業開始時に算定されたLCCの検証について
	意見	意見IV-1-(1)-31	生徒に対する給食アンケートの実施について
	指摘	指摘事項IV-1-(1)-4	特記仕様書の記載誤りについて
	意見	意見IV-1-(1)-32	教職員が使用するパソコン等情報機器のたな卸しについて
	意見	意見IV-1-(1)-33	教職員個人所有のパソコン持ち込みについて
	意見	意見IV-1-(1)-34	部活動指導員の活用について
	意見	意見IV-1-(1)-35	学校における予算編成事務手続きについて

(2) 共同学校事務室の運用について

意見	意見IV-1-(2)-1	共同学校事務室指導のフォローアップについて
意見	意見IV-1-(2)-2	共同学校事務室へのさらなる移管について

2 財産管理の視点に関する監査結果

(1) 施設管理, 財産管理について

意見	意見IV-2-(1)-1	備品の現物確認(点検)方法について
指摘	指摘事項IV-2-(1)-1	薬品管理台帳による管理について
意見	意見IV-2-(1)-2	長期間使用されていない薬品について
意見	意見IV-2-(1)-3	薬品の管理方法について
意見	意見IV-2-(1)-4	記録媒体の利用について

監査結果項目	意見/指摘	番号	内容
	指摘	指摘事項IV-2-(1)-2	記録媒体の管理について
	指摘	指摘事項IV-2-(1)-3	記録媒体の処分方法について
	意見	意見IV-2-(1)-5	親睦会費の管理について
	意見	意見IV-2-(1)-6	交通系 IC カードについて
(2) 債権管理(未収金), 学校徴収金等の管理について			
	意見	意見IV-2-(2)-1	学校徴収金の管理について
	指摘	指摘事項IV-2-(2)-1	修学旅行に関する旅行業者選定について
3 教職員の労務管理を踏まえた財務事務の執行状況について			
(1) 学校における労務管理の状況			
	意見	意見IV-3-(1)-1	学校外の勤務状況について
	意見	意見IV-3-(1)-2	自宅持ち帰り業務について
	意見	意見IV-3-(1)-3	地域等との関わり方について
	意見	意見IV-3-(1)-4	業務改善の取組みの徹底について

○市の学校教育の概要は次のとおり

項目	内容																																																																														
福岡市の教育	<p>■福岡市の教育施策体系</p> <p>市の教育施策は下記に記載の計画等に基づき実施されている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>新しいふくおかの教育計画(平成21年度～平成30年度) 第2次福岡市教育振興基本計画(令和元年度～令和6年度) 福岡市子ども読書活動推進計画 福岡市公立学校等施設整備計画 福岡市人権教育推進計画 福岡市特別支援教育推進プラン 教育委員会点検・評価報告書 福岡市立高等学校活性化に向けた取組方針</p> </div> <p style="text-align: right;">※参照 https://www.city.fukuoka.lg.jp/kyoiku/06.html</p> <p>■教育費(決算額) (単位:百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般会計歳出総額</td> <td>771,057</td> <td>776,669</td> <td>786,965</td> <td>849,837</td> <td>838,886</td> </tr> <tr> <td> 内 教育費</td> <td>51,137</td> <td>54,644</td> <td>59,814</td> <td>119,408</td> <td>118,527</td> </tr> <tr> <td> 教育総務費</td> <td>11,976</td> <td>12,226</td> <td>12,793</td> <td>19,263</td> <td>18,764</td> </tr> <tr> <td> 小・中学校管理費</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>74,377</td> </tr> <tr> <td> 小・中学校建設費</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>11,378</td> </tr> <tr> <td> 小学校費</td> <td>20,452</td> <td>23,958</td> <td>25,227</td> <td>52,994</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td> 中学校費</td> <td>11,116</td> <td>9,648</td> <td>13,672</td> <td>32,857</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td> 高等学校費</td> <td>3,609</td> <td>3,921</td> <td>3,691</td> <td>3,677</td> <td>3,721</td> </tr> <tr> <td> 幼稚園費</td> <td>287</td> <td>269</td> <td>284</td> <td>256</td> <td>165</td> </tr> <tr> <td> 特別支援学校費</td> <td>1,927</td> <td>2,515</td> <td>2,500</td> <td>8,745</td> <td>8,429</td> </tr> <tr> <td> 社会教育費</td> <td>1,768</td> <td>2,103</td> <td>1,643</td> <td>1,613</td> <td>1,692</td> </tr> <tr> <td>一般会計歳出額に占める教育費</td> <td>6.60%</td> <td>7.00%</td> <td>7.60%</td> <td>14.10%</td> <td>14.10%</td> </tr> </tbody> </table> <p>■組織 (令和元年度)</p> <div style="display: flex; align-items: flex-start;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 20px;"> <p style="text-align: center; margin: 0;">教育委員会</p> <p>教育長 星子 明夫 委員 木本 香苗 委員 町 孝 委員 菊池 裕次 委員 原 志津子 委員 武部 愛子</p> </div> <div style="margin-left: 20px;"> <p>教育次長 理事</p> </div> <div style="margin-left: 20px;"> <p>総務部</p> <ul style="list-style-type: none"> 総務課 教育政策課 通学区域課 給与課 職員課 服務指導課 教職員第1課 教職員第2課 人権・同和教育課 <p>教育環境部</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育環境課 施設課 用地計画課 <p>教育支援部</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育支援課 学務支援課 健康教育課 給食運営課 学校給食センター 生涯学習課 各区市民センター <p>指導部</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校指導課 生徒指導課 教育相談課 発達教育センター <p>教育センター</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理課 研修・研究課 <p>総合図書館</p> <ul style="list-style-type: none"> 運営課 図書サービス課 文学・文書課 映像資料課 </div> </div> <p style="margin-top: 10px;">下線部は令和元年度に新設や名称等の変更を行った組織</p> <div style="margin-top: 10px;"> <p>— 小 学 校 ※ (145) ※平成30年度は144校</p> <p>— 共 同 学 校 事 務 室 (3)</p> <p>— 中 学 校 (69)</p> <p>— 特 別 支 援 学 校 (8)</p> <p>— 高 等 学 校 (4)</p> </div>		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	一般会計歳出総額	771,057	776,669	786,965	849,837	838,886	内 教育費	51,137	54,644	59,814	119,408	118,527	教育総務費	11,976	12,226	12,793	19,263	18,764	小・中学校管理費	-	-	-	-	74,377	小・中学校建設費	-	-	-	-	11,378	小学校費	20,452	23,958	25,227	52,994	-	中学校費	11,116	9,648	13,672	32,857	-	高等学校費	3,609	3,921	3,691	3,677	3,721	幼稚園費	287	269	284	256	165	特別支援学校費	1,927	2,515	2,500	8,745	8,429	社会教育費	1,768	2,103	1,643	1,613	1,692	一般会計歳出額に占める教育費	6.60%	7.00%	7.60%	14.10%	14.10%
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度																																																																										
一般会計歳出総額	771,057	776,669	786,965	849,837	838,886																																																																										
内 教育費	51,137	54,644	59,814	119,408	118,527																																																																										
教育総務費	11,976	12,226	12,793	19,263	18,764																																																																										
小・中学校管理費	-	-	-	-	74,377																																																																										
小・中学校建設費	-	-	-	-	11,378																																																																										
小学校費	20,452	23,958	25,227	52,994	-																																																																										
中学校費	11,116	9,648	13,672	32,857	-																																																																										
高等学校費	3,609	3,921	3,691	3,677	3,721																																																																										
幼稚園費	287	269	284	256	165																																																																										
特別支援学校費	1,927	2,515	2,500	8,745	8,429																																																																										
社会教育費	1,768	2,103	1,643	1,613	1,692																																																																										
一般会計歳出額に占める教育費	6.60%	7.00%	7.60%	14.10%	14.10%																																																																										

項目	内容						
	■市立学校の概況 (平成 30 年5月1日現在)						
	学校区分	学校数	学級数 (特別支援学級数)		児童・生徒数 (特別支援学級の児童・生徒数)	教職員数	
	小学校	144*	2,898	(285)	81,615	(1,615)	4,785
	中学校	69	1,102	(120)	35,182	(624)	2,463
	高等学校	4	93	—	3,653	—	316
	特別支援 学校 *2	8	384 (22)	単式 373 (15) 複式 11 (7)	1,566	(52)	865
*1:令和元年4月1日開校の照葉北小学校は含まない							
*2: () 内の数字は訪問学級の学級数,児童生徒数で内数							

○指摘事項及び監査の結果に添えて提出する意見の概要は次のとおり

1. 学校教育に関する事業についての視点に関する監査結果

(1) 「第1次福岡市教育振興基本計画」における個別事業と成果及び契約事務について

項目	【意見Ⅳ-1-(1)-1】 学生サポーター制度活用について	本編 P46
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学生サポーター制度は、「学校教育活性化」「大学の推進する地域連携や地域貢献の実現」「大学生の資質や能力の向上」を目的とした事業。 ○ 教育委員会と協定を結んだ大学から、市立小・中・高・特別支援学校に「学生サポーター」として受入。 ○ 学生サポーターは、教員の補助として授業や課外活動、休み時間など教育活動に参加。 	
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学生サポーター制度に参加する学生数は減少する傾向にあり、平成 30 年度の受入は、小学校は 144 校のうち 86 校、中学校は 69 校のうち 12 校、高校は 4 校のうち 1 校にとどまる。 ○ 派遣学校数が成果指標として設定されているが、大学生を派遣することが当該事業の目的ではない。 <p>(改善提案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 積極的に学生サポーター制度を活用し、派遣学生数と派遣学校数の増加に努められたい。 ○ 学生サポーター参加者、受け入れた学校の教員双方へのアンケート等により、制度への不満、改善点、及び事業目的の達成度合いについて把握することについて検討されたい。 	

項目	【意見Ⅳ-1-(1)-2】 学校図書館における標準冊数の未達成について	本編 P53
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 文部科学省は、「学校図書館図書標準」という、公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準を設定。 ○ 文部科学省による調査(平成 28 年度)によれば、「各自治体において、学校図書館図書標準を達成している学校数が、当該自治体の全学校数に占める割合」について、市立小学校は 85.3%、市立中学校は 94.2%。 	
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 監査対象年度において 100%を達成していないのは、小学校が 10 校、中学校が 1 校であった。 ○ そのうち、4年連続で未達成の小学校が 1 校、中学校が 1 校、3年連続で未達成の小学校が 2 校、2年連続で未達成の小学校が 1 校あった <p>(改善提案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校図書館の蔵書数が学校図書館図書標準の 100%達成を維持できるように努められたい。 	

項目	【意見Ⅳ-1-(1)-3】 図書の廃棄(除籍)について	本編 P56
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校図書は情報が古くなったものについては一定のルールに基づいて廃棄し、新しい図書を購入することで、常時の更新が必要。 ○ 紛失した図書についても除籍し、必要に応じ新しい図書の補充が必要。 	
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 複数の学校において複数年にわたり除籍が行われていなかった。 ○ そのような学校については、複数年に1回、まとめて大量の除籍が行われる傾向にあり、毎年度除籍の要否が検討されているのか疑問である。 <p>(改善提案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 除籍が複数年継続して行われていない学校に対しては、除籍が必要な図書があれば、毎年度除籍するよう指導されたい。 	

項目	【意見Ⅳ-1-(1)-4】 学校司書の配置について	本編 P67
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成30年度は年間勤務日数が150日である学校司書36名を配置し、市立小学校のうち71校を分担するとともに、その近隣中学校に年間12日訪問。 ○ 令和元年度は年間勤務日数が150日である学校司書を7人増員して43名配置し、離島校や小規模校を除く、小学校140校、中学校65校を分担。 	
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 監査対象年度における学校司書の配置数は36人、小学校への配置率は50%、中学校については月1日の支援という配置状況であった。 ○ 令和元年度には中学校への配置について、月1日の支援から月2日の配置に変更されたもので、月2日で学校司書の業務が十分に果たせるのか疑問である。 ○ 監査対象年度と比較して令和元年度の配置では、一人当たり小学校2校の担当が、小学校3校もしくは4校に増えている。そこに中学校が月2日の配置になったことにより1校当たりの学校司書の勤務時間は監査対象年度よりも減少していることとなり、学校司書の配置には改善の余地がある。 <p>(改善提案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中学校への配置は月2日の配置であり、学校司書の業務が十分に効果を上げることが出来る日数か疑問である。配置日数のさらなる増加等により、成果指標の達成方法を検討されたい。 ○ 1人が小学校3校、中学校2校を担当する福岡市の学校司書の分担は他市と比較すると明らかに過重である。 ○ 学校司書の担当としては学校図書館の利用促進のため、学校図書の充実のため、さらに学校司書を配置すること、1校当たりの配置時間数を増やすことについて検討されたい。 	

項目	【意見Ⅳ-1-(1)-5】スクールカウンセラーの勤続年数について	本編 P88
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ スクールカウンセラーは、児童生徒の心の問題や悩みに対して、臨床心理の専門的知識から対処をする役割を担う。 ○ 市は、臨床心理士をスクールカウンセラーとして嘱託員として雇い入れ、小中学校・高等学校・特別支援学校に配置。 ○ 監査対象年度において、46名の臨床心理士を福岡県臨床心理士会にからの紹介により確保。 ○ スクールカウンセラー就業要綱では、最大勤務年数は1年。 	
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ スクールカウンセラーの人員は児童生徒数を基準として決められているが、対応する相談件数などが増加すれば、配置日数の増加が必要となる可能性がある。 ○ 複数年の継続した勤務が認められないのであれば、スクールカウンセラーとなる福岡市内の臨床心理士が不足する可能性がある。 (改善提案) ○ 臨床心理士がスクールカウンセラーとして応募し、勤務しやすい制度を検討されたい。 	

項目	【意見Ⅳ-1-(1)-6】スクールソーシャルワーカーの配置について	本編 P96
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ スクールソーシャルワーカーは、教育と福祉の両面から、課題を抱える児童生徒の家庭や学校に働きかけ、関係機関と連携して児童生徒の課題の改善を図る役割を担う。 ○ 文部科学省では、令和元年度までにスクールソーシャルワーカーを全中学校区へ配置するとの目標を掲揚。 ○ 市は国の動きに先駆け、全中学校区に配置するため大幅に増員。 ○ 平成29年度までは24名だったスクールソーシャルワーカーを、平成30年度は、69の全ての中学校区に1名ずつ配置。さらに令和元年度は、69名のうち7名を正規職員として採用し対応。 	
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中学校区によって児童生徒数及び相談件数は大きく異なる。 ○ また、介入件数は配置されたスクールソーシャルワーカーの経験や能力によって差が出るため、介入件数も中学校区により大きく異なっている。 ○ 正規教員以外のスクールソーシャルワーカーは週4日勤務の月給制であるため、相談件数や介入件数に差が出ないような工夫をしなければ、中学校区によって対応に差が付いたり、過重労働の原因となる可能性がある。 (改善提案) ○ 児童生徒数が多ければ相談件数や介入件数が多い傾向を踏まえ、スクールソーシャルワーカーが担当する児童生徒数を平準化するための工夫を行うことが望ましい。 	

項目	【指摘事項Ⅳ-1-(1)-1】提案競技資料の廃棄誤りについて	本編 P103
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ プロポーザル方式による業者選定の場合、業者登録を行っていない業者も参加できるため、参加業者の概要把握が必要。 ○ プロポーザル方式による業者選定の際には、提案書等のほか「役員名簿」と「直近の決算2年分の財務諸表の写し」を提出が必要。 	
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「ネイティブスピーカー(外国人英語指導講師)業務委託(西部ブロック)」、「ネイティブスピーカー(外国人英語指導講師)業務委託(東部ブロック)」に係る提案資料に「役員名簿」と「直近の決算2年分の財務諸表の写し」がなかった。 ○ 入手したものの保存年限を誤り、既に文書を廃棄している。 (是正の方向性) ○ 「役員名簿」と「直近の決算2年分の財務諸表の写し」は保存年限にわたり、適切に保存されたい。 ○ 「役員名簿」と「直近の決算2年分の財務諸表の写し」はプロポーザルにおける判断材料の一つであり、提案書と一緒に綴じ込んで保管されたい。 	

項目	【意見Ⅳ-1-(1)-7】ネイティブスピーカー派遣予定時間について	本編 P105
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中学生・高校生が生きた英語を学び、英語教育の改善充実を図るため、ネイティブスピーカー(外国人英語指導講師)を市内の中・高・特別支援学校に配置。 ○ ネイティブスピーカーは委託事業として行われており、委託料は契約時に確定している。 	
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 監査対象年度のネイティブスピーカーの委託業務における、実際派遣時間は予定派遣時間より少ない。 ○ その要因は、ネイティブスピーカーの緊急帰国や体調不良による年度途中での交代が多く、後任が決定までに配置できてなかったこと、また、年度当初に予定していた曜日に配置できない場合の補填配置ができなかったためである。 ○ 特別支援学校と高等学校については実際の要望が少なく、ほとんど派遣実績がなかった。 (改善提案) ○ 特別支援学校と高等学校については、過去から要望が少なかったのであるから、契約継続の際に委託料の試算に反映させ、委託料の積算見直しを含めて検討が必要。 ○ また、固定された委託料を支払う以上は、予定どおりに派遣される見込みがないのであれば、委託契約のあり方などについて再考が必要。 	

項目	【意見Ⅳ-1-(1)-8】特別支援学校と高等学校へのネイティブスピーカー派遣について	本編 P106
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特別支援学校と高等学校へのネイティブスピーカーは学校からの希望に基づき派遣。 ○ 特別支援学校では外国語科の学習やネイティブスピーカーの配置が必要かどうかは、学校の個々の状況を考慮して学校長が判断。 ○ 高等学校では、学科毎に履修すべき科目数及び単位数が異なるため、一律に「各学級に週1回」という配置形態は実態に合わず、学校からの希望を募る。 	
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特別支援学校へのネイティブスピーカー派遣時間は東部が180時間、西部が29時間であるのに対し、仕様書の予定派遣時間は東部が1,270時間、西部は790時間であり、予定派遣時間が実績と合わない見積りとなっている。 ○ 特別支援学校及び高等学校ともに、希望に応じて派遣する運用では、業務を受託した業者も予定を立てるのが困難であるし、仕様書に記載する予定派遣時間を見積もるのも困難である。 <p>(改善提案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特別支援学校についてはネイティブスピーカーの派遣の可否を再検討し、予定派遣時間を見直されたい。 ○ 高等学校については、学科ごとに派遣の可否を再検討し、適切な予定派遣時間を見積もられたい。 	

項目	【意見Ⅳ-1-(1)-9】学校ネットパトロール事業における目標未達成とその原因把握について	本編 P121
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校ネットパトロール事業は、児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見・早期解決を図る、児童生徒や保護者への啓発、学校への広報を通じて、規範意識の向上を図ることを目的とする事業である。 ○ 委託事業であり、学校非公式サイト・SNS等の検索・監視及び結果報告、広報・啓発等の実施。 ○ 学校ネットパトロール事業における成果指標は①情報モラル調査での学校ネットパトロールは役に立ったと回答した学校数②啓発資料を活用した学校数の二つ。 	
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ ①情報モラル調査での学校ネットパトロールは役に立ったと回答した学校数の目標値は225校に対して132校、②啓発資料を活用した学校数は225校に対して95校といずれも目標を下回る実績値であった。 ○ 学校からの情報モラル調査の回答について、学校ネットパトロール事業が「役に立った」と回答しなかった学校及び啓発資料を活用したと回答しなかった学校から、その理由について把握していない。 <p>(改善提案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校ネットパトロール事業が役に立っていると実感できていない、もしくは啓発資料を活用していないと回答した学校については、その理由を明記してもらい、具体的な対応に繋げることが望ましい。 ○ 啓発資料の活用については、検知の多寡にかかわらず活用すべきである。活用していない学校に対しては、活用するように教育委員会として指導するとともに内容の見直し等も含めて検討されたい。 	

項目	【意見Ⅳ-1-(1)-10】ふれあい学び舎事業参加児童数について	本編 P137
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学力パワーアップ総合推進事業の一環として、小学校3・4年生の算数を中心とした放課後補充学習会を実施。 ○ 学習支援リーダーと学習支援員が放課後補充学習会を担当。 ○ 学習支援リーダー及び学習支援員は、教育委員会の市民に対する募集により確保。 	
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ ふれあい学び舎事業(放課後補充学習会)について、各学校の参加児童数(1回でも参加したことがある児童数)を把握したところ、学校によって参加児童数に著しい偏りが見受けられた。参加者に著しい偏りがあれば、各学校によって児童の学力に大きな差がつかねない。 ○ 一方で参加児童数が1名でも開催されるため、学習支援リーダーと学習支援員による事業実施時間数は参加した児童数と比例していない。同じ事業費であるにもかかわらず、各学校によって事業の効果に著しい差が生じるのは望ましくない。 <p>(改善提案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 教育委員会および参加児童数が少ない小学校は、放課後補充学習会に参加する児童を増やすための対応を取られたい。 	

項目	【意見Ⅳ-1-(1)-11】学習支援リーダーと学習支援員の従事時間について	本編 P137
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童保護の観点から、放課後補充学習会は、少なくとも学習支援リーダー1名と学習支援員1名で開催。 ○ 参加児童数が多い場合には、学習支援リーダー1名と学習支援員2名によって開催。 	
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学習支援員の従事時間に対して、体調不良を理由として学習支援リーダーの従事時間が極端に少ない学校が2校あった。 ○ 週2回の開催と準備時間も含めて1回当たり3時間の従事想定時間に対し、学習支援リーダーと学習支援員の合計従事時間が少ない小学校も散見された。 ○ 95名の参加児童がいるにもかかわらず、従事時間は164時間となっている事例、20名程度の参加児童数で400時間～500時間の学校もあり、放課後補充学習会の開催状況に大きなばらつきがある。 <p>(改善提案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学習支援リーダーの従事時間の従事時間について、児童保護の観点から学習支援リーダーと学習支援員による複数名で開催されているか、実態を把握し、改善が必要な学習会があれば指導されたい。 ○ 想定開催回数及び時間数と学習支援リーダーと学習支援員の従事時間が少ないため、その開催実態を把握し、適切に放課後充実学習会が開催されているか確認されたい。 	

項目	【意見Ⅳ-1-(1)-12】みんなの学習クラブを利用していない学校について	本編 P147
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「みんなの学習クラブ」は、児童生徒の学力向上のため学習教材の配備システム。 ○ 授業時間や補充的な学習の時間などで活用できるよう、小中学校にデータによる共通教材を配備。 	
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 委託業者からの報告書によれば、みんなの学習クラブを利用していない、もしくは、ほとんど利用していない小学校及び中学校が散見された。 ○ 教育委員会は活用していない学校に対してその理由を調査しているが、選択式で回答するものであり、具体的な理由は不明である。 ○ そのため、どのような対策を取ればいいのかを把握することはできていない。 (改善提案) ○ 利用しない理由など、否定的な回答を想定したアンケートについては、理由を選択する方式だけではなく、具体的な理由を記述するように工夫されたい。 ○ 利用していない、もしくは利用が少ない学校に対して、活用促進を求めるのはもちろんであるが、みんなの学習クラブで配備される教材内容を見直すなど、より活用してもらえ環境作りに努められたい。 	

項目	【意見Ⅳ-1-(1)-13】中学校における「みんなの学習クラブ」利用方法の見直しについて	本編 P149
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中学校では、各学校に配分される学校予算の範囲の中で、その判断により教材等を調達可能。 ○ 中学校では「みんなの学習クラブ」を利用している学校が少ない(利用校は 69 校中 24 校)。 ○ その要因として、「みんなの学習クラブ」と同様の機能を有するシステムを、学校予算を財源に利用している中学校があることが想定されている。 	
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「みんなの学習クラブ」が有する問題の検索・選択、編集、印刷機能と同様の機能を有する別システムの使用を許容する状況では、導入した「みんなの学習クラブ」を十分に活用するよう要望することができない可能性がある。 (改善提案) ○ システムの利用方法や利用実績を把握、再整理して、両方を使用していくのか、片方に整理するのか、学力向上及び教育現場の効率化に資する利用方法を検討されたい。 	

項目	【意見Ⅳ-1-(1)-14】成果指標の達成について	本編 P151
現状	○ 学力パワーアップ総合推進事業の成果指標は、学習定着度調査における正答率 40%以上の児童生徒の割合。小学校の目標値は 90%、中学校の目標は 88.5%。	
指摘事項 もしくは 意見	○ 成果指標は達成できておらず、特に中学校については平成 27 年度からほとんど成果指標の実績に向上が見られない。 ○ 当事業の対策事業である「ふれあい学び舎事業」は小学校児童向けの事業であり、また、「みんなの学習クラブ」についても中学校の利用率は低い状況である。 (改善提案) ○ 各学校では、自校の学力の課題を踏まえて、学力向上推進プランを作成し、学力向上のために努めてきたところではあるが、指標の向上が見られないことから、新たな対策事業について検討すべき時期であると思われる。	

項目	【意見Ⅳ-1-(1)-15】教育カウンセラーの配置について	本編 P157
現状	○ 教育カウンセラーは、福岡市在住の児童生徒や保護者及び市内学校の教職員を対象に、不登校やいじめ等に関する相談に対応。 ○ 平成 30 年度教育カウンセラーは 8 名配置。 ○ 教育カウンセラーの相談時間は、相談 1 件につき 50 分が基本。教育カウンセラー 1 人が、1 日に対応できる相談件数は 5 件程度であり、1 人あたり年間 1,000 件の相談件数を想定。 ○ 平成 30 年度の相談件数目標は 8,000 件。 ○ 教育カウンセラーの配置は、「一人当たりの相談可能件数が年間 1,500 件になった時、相談件数の推移や勤務状況など総合的に考えて、増員についての検討を行っていくこととしている。」。	
指摘事項 もしくは 意見	○ 監査対象年度の相談件数は 12,948 件であり、一人当たりの相談件数は 1,618 件と想定との 1.6 倍となっている。 ○ 監査対象年度における教育カウンセラーの残業時間、相談可能件数の想定に誤りがあるのか、勤務実態としてオーバーワーク状態であるのか、相談への適切な対応が出来なくなっているのか、またそのすべてが同時に発生している可能性がある。 (改善提案) ○ 監査対象年度の教育カウンセラー一人当たりの相談件数は 1,618 件であり、教育カウンセラーの増員を検討されたい。 ○ 想定との 1.6 倍の相談件数を勤務時間の増加もなく対応しているのであれば、その実態は教育委員会が想定しているものと異なっている可能性がある。 ○ 相談件数の想定 1,000 件と増員の検討基準となっている 1,500 件が教育カウンセラーの勤務実態と適合しているのか、再検討が望ましい。	

項目	【指摘事項Ⅳ-1-(1)-2】役員名簿の入手漏れについて	本編 P174
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ プロポーザル方式による業者選定の場合、業者登録を行っていない業者も参加できるため、参加業者の概要把握が必要。 ○ プロポーザル方式による業者選定の際には、提案書等のほか「役員名簿」と「直近の決算2年分の財務諸表の写し」を提出が必要。 	
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小学校向け「ネイティブスピーカー(外国人英語指導講師)業務委託(西部ブロック)」、「ネイティブスピーカー(外国人英語指導講師)業務委託(東部ブロック)」に係る提案資料に「役員名簿」を入手していない。 <p>(是正の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「役員名簿」は提案業者の役員にどのような人物が就任しているかを把握し、発注する自治体と業者との間で利害関係に問題はないか、役員の経歴等に問題がないか等を確認するために入手する重要な資料であり、もれなく入手されたい。 	

項目	【指摘事項Ⅳ-1-(1)-3】実績報告の合計誤りについて	本編 P176
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小学校向け「ネイティブスピーカー(外国人英語指導講師)業務委託」は、毎月の業者から提出される実績報告書により委託実施内容を確認。 ○ 実績報告書には、小学校別、特別支援学校別の実施日における実施時間数を記載。 	
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実績報告書に記載されている学校種類別実績時間内訳の合計時間がすべての月で一致していない。 ○ 実績時間が不一致の実績報告書に基づき委託業務の完了検査が行われている。 <p>(是正の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 不備のない実績報告書に基づき適切な完了検査を実施されたい。 	

項目	【意見Ⅳ-1-(1)-16】ゲストティーチャー派遣要綱の制定について	本編 P181
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 留学生や地域在住の英語を母語とする、または英語に堪能なゲストティーチャーを小学校に派遣。 ○ ゲストティーチャーは、学校の職員ではなく、研修講師の立場で招聘。 ○ 平成 30 年度は議会の予算承認をもって講師料の引き下げと招聘時間の削減が決定されていた。 	
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ ゲストティーチャーについては、要件、派遣内容(授業の支援内容)、講師料、派遣時間、募集や派遣についての方法などを定めた要綱がない。 ○ ゲストティーチャーに対する事前相談は行われず、予算が議会で承認されるまでは外部に公表出来ないため、講師料の値下げと招聘時間の削減をゲストティーチャーに知らされたのは、事業が開始される直前であった。 ○ このような取扱いは、ゲストティーチャーにとっては、生活基盤を揺るがす問題であったと思われる。 <p>(改善提案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ゲストティーチャー一人当たりの講師料は平均 828 千円と生活基盤となる収入規模である。そのため、平成 30 年度の講師料減額のように、事業開始の直前に講師料や招聘時間の減少を知らされては、講師は生活を守るための活動が出来ない。 ○ 派遣に関連する要綱を定め、その変更等についてはゲストティーチャーの意向や経済状況を把握し、適時の情報開示により、事前に対象者の理解を得るように努められたい。 	

項目	【意見Ⅳ-1-(1)-17】食育推進事業の各校における実施状況について	本編 P189
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 17 年に食育基本法が制定され、市においても平成 28 年5月に第3次食育推進計画を策定し、学校をはじめ、家庭、地域での食育を推進。 ○ 栄養教諭等による配置校、担当校での食に関する指導の実施。 	
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食育推進事業のうち、「栄養教諭等による配置校、担当校での食に関する指導の実施」については、当該事業の活動指標として、すべての小学校、中学校、特別支援学校で実施されることを目標としているが、実際には一部の学校で実施されていなかった。 <p>(改善提案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 栄養教諭等による食に関する指導の実施は、当該事業の活動指標として位置付けられる重要な指導であり、すべての小学校、中学校、特別支援学校で漏れなく実施されたい。 	

項目	【意見Ⅳ-1-(1)-18】学習定着度調査項目について	本編 P197																		
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 授業や生活指導等を改善し、確実な定着を図る目的で、一定の学年の児童生徒に対し、で身につけさせたい学習内容や生活習慣等の定着状況の調査を行う事業。 ○ 調査対象及び項目は以下のとおり <table border="1"> <thead> <tr> <th>学校</th> <th>項目</th> <th>平成 23～27 年度</th> <th>平成 28～30 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">小学生</td> <td>調査対象学年</td> <td>4年生, 6年生</td> <td>4年生, 5年生</td> </tr> <tr> <td>調査対象教科</td> <td>国語, 社会, 算数, 理科</td> <td>国語, 算数</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">中学生</td> <td>調査対象学年</td> <td>1年生, 3年生</td> <td>1年生, 2年生</td> </tr> <tr> <td>調査対象教科</td> <td>国語, 社会, 数学, 理科, 英語</td> <td>国語, 数学</td> </tr> </tbody> </table>	学校	項目	平成 23～27 年度	平成 28～30 年度	小学生	調査対象学年	4年生, 6年生	4年生, 5年生	調査対象教科	国語, 社会, 算数, 理科	国語, 算数	中学生	調査対象学年	1年生, 3年生	1年生, 2年生	調査対象教科	国語, 社会, 数学, 理科, 英語	国語, 数学	
学校	項目	平成 23～27 年度	平成 28～30 年度																	
小学生	調査対象学年	4年生, 6年生	4年生, 5年生																	
	調査対象教科	国語, 社会, 算数, 理科	国語, 算数																	
中学生	調査対象学年	1年生, 3年生	1年生, 2年生																	
	調査対象教科	国語, 社会, 数学, 理科, 英語	国語, 数学																	
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学習定着度調査は平成 23 年度から平成 27 年度までは、社会と理科、中学校については英語は調査対象とされていたが、平成 28 年度以降は調査対象から外されている。 ○ 学習定着度調査の結果は、各小学校及び中学校にフィードバックされ、各小学校及び中学校が策定する学力向上推進プランに反映されるが、調査対象とされていない教科については学力を向上させるためのプランが立てにくい状況となっている。 (改善提案) ○ 調査項目に社会や理科を含めることについて検討し、その結果を国語や算数と同様に学校の教職員にフィードバックし、社会や理科も含めた学力向上推進プランを策定し、社会や理科についても一層の学力向上に努められたい。 																			

項目	【意見Ⅳ-1-(1)-19】提案競技における財務諸表の評価について	本編 P209
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 提案競技にて委託業務の相手先を選定する場合、市の業者登録していない業者も参加可能であるため、業者概要を把握するために直近2会計年度の財務諸表を要求。 	
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小学校体育科学習実技支援業務委託においても提案競技を行っており、提案企業の財務諸表として、提案時における直近2会計年度の貸借対照表と損益計算書を入手しているが、提案業者が2期連続の債務超過であるにもかかわらず、提案競技において何ら考慮されていなかった。 ○ 結果としては、当該業者は倒産しておらず、委託業務の遂行には支障はなく、完了検査も受けている。 (改善提案) ○ 入手した財務諸表により業者の財政状況を評価し、財務的な観点から委託する業務を安定して遂行できる能力を有しているどうか判断されたい。 	

項目	【意見Ⅳ-1-(1)-20】予算超過について	本編 P213
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特色ある教育推進事業は、開かれた学校づくりの視点に立って、地域人材や社会施設の活用など地域と連携した特色ある教育活動を推進することにより、学校教育全体の活性化を図る目的の事業。 ○ 各学校の「特色ある教育推進事業計画書(以下、計画書という。)」をもとに、予算を配分し、特色ある教育活動を促す。 ○ 平成 27 年度から平成 30 年度まで当該事業の決算額は予算額を大幅に超過(予算流用により対応)。 	
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教育委員会では予算超過の主原因と想定される講師謝金について、各学校が招聘した講師に関する実態(人数、講師の専門性等)を把握していなかった。 ○ 学校に配分された予算を超過しても、その原因を把握して次年度の予算に反映せず、毎年度流用で対応して予算超過が常態化するの、予算執行の姿勢として適切であるとは言えない。 (改善提案) ○ 学校に配分する予算を超過する場合には、その理由について報告させるように改め、学校の活動に必要な予算であれば、次年度の予算に反映させることが望ましい。 ○ なお、令和2年度予算からは、当該事業予算について、学校が計画している額を当初予算へ反映させたとのことであった。 	

項目	【意見Ⅳ-1-(1)-21】計画書と報告書について	本編 P217
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特色ある教育推進事業では、各学校はどのような事業を行い、何名の講師を招致する予定なのかを詳細に記載する計画書を提出。 ○ 事業終了後に実際にどのような事業を行った報告書を提出。 	
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 計画書については予算を記載することになっていないため、予算編成の根拠資料として利用できない。 ○ 報告書については、計画と実績を比較する様式にはなっておらず、計画どおりに事業が実施できたか確認できない。 ○ 実際に計画書と報告書を比較しても計画どおりに行われている事業は多くはなく、学校の裁量により計画は変更され実施されており、計画書と異なることを理由に、学校に対して指導や改善提案は行われていない。 (改善提案) ○ 事業効果の検証や将来の取組みに活用できるよう、計画書及び報告書の様式の改訂を検討するとともに、その内容を分析し学校現場へのフィードバックを行うことを検討されたい。 	

項目	【意見Ⅳ-1-(1)-22】成果指標について	本編 P217
現状	○ 特色ある教育推進事業の成果指標は、活動指標として提出された計画書の数、成果指標として提出された報告書の数。	
指摘事項 もしくは 意見	○ 報告書の提出は業務として実施しなければならないもので、特色ある教育推進事業の成果指標にはならない。 (改善提案) ○ 特色ある教育推進事業の成果を測定できるような成果指標を設定されたい。 ○ 各学校で特色ある教育推進事業を実施しており、色々な分野での活動があるため、市全体としての単一の成果指標の設定が困難であれば、各学校での自主的な成果指標の設定が望ましい。	

項目	【意見Ⅳ-1-(1)-23】知的障がい特別支援学校就労率の向上について	本編 P224
現状	○ 障がいの特性や障がい者の実習・就労に対する理解を広げ、特別支援学校生徒の企業・事業所への就労を促進。 ○ 市は、市立知的障がい特別支援学校の高等部保護者に対する就労に関するアンケートを実施。 ○ 市の知的障がい特別支援学校就労率の目標は30%、平成30年度の実績は29.8%とほぼ目標は達成。	
指摘事項 もしくは 意見	○ 市の平成30年度における知的障がい特別支援学校就労率は29.8%であったが、全国平均34.9%、福岡県平均43.4%に比べると低い水準である。 (改善提案) ○ 知的障がい特別支援学校就労率の目標を30%と設定しているが、全国平均さらに福岡県平均を目指して、より高い目標を設定し、知的障がい生徒の就労率を高めるための施策を打ち出すことが望ましい。	

項目	【意見Ⅳ-1-(1)-24】特別支援教育支援員の配置について	本編 P228
現状	○ 小中学校等に在籍する配慮を要する児童生徒の学校生活や学習活動上のサポートなどを行うため、特別支援教育支援員を配置。 ○ 特別支援教育支援員は「地方公務員法」第22条第2項に基づく臨時的任用職員、原則として2ヶ月以内の任用期間。 ○ 特別支援教育支援員を配置する対象となった児童について、2ヶ月以上の支援が必要であると学校が判断した場合に配置希望。	
指摘事項 もしくは 意見	○ 監査対象年度における支援員を配置する対象となった児童数は235人に対して、学校からの支援員配置希望人数は301人であり、学校の希望とおりに配置されていなかった。 (改善提案) ○ 学校からの支援員配置希望に応じた配置を行うように努められたい。	

項目	【意見Ⅳ-1-(1)-25】教職員の特別研修受講者について	本編 P251
現状	○ 特別研修は体罰や情報漏洩など不祥事を起こした教員に対して、不祥事案の振り返りを行い、対象者の状況に応じた実践的指導力等の向上を図る研修。	
指摘事項 もしくは 意見	○ 特別研修対象者はゼロが目標であるが、平成 27 年度は 15 名、平成 28 年度は 7 名、平成 29 年度は 10 名、平成 30 年度は 8 名と、年度によっては二桁の特別研修対象者がおり、福岡市の教育にとって望ましい事態ではない。 (改善提案) ○ 特別研修は体罰や情報漏洩等の不祥事を起こした教員に対して行われるもので、教員にとって基本的に守らなければならないルールが守られれば開催される必要のない研修である。 ○ 常日頃の研修、通知、指示、指導、コミュニケーションによって特別研修対象者をゼロとするよう努められたい。	

項目	【意見Ⅳ-1-(1)-26】研修受講率について	本編 P254
現状	○ 教職員の心の健康の保持増進を図るとともに、病気休職者数の減少を目指し、新任教頭メンタルヘルス研修会、校長・園長メンタルヘルス研修会を実施。	
指摘事項 もしくは 意見	○ 当該事業の活動指標として、「新任教頭メンタルヘルス研修会受講率」と「校長・園長メンタルヘルス研修会受講率」が挙げられているが、目標 100%が達成できていない。 (改善提案) ○ 教職員メンタルヘルスマネジメント事業にとって、新任教頭メンタルヘルス研修会と校長・園長メンタルヘルス研修会は重要な研修であるので、100%の受講に努められたい。	

項目	【意見Ⅳ-1-(1)-27】教職員の精神疾患による病気休職者数の増加について	本編 P254
現状	○ 教職員メンタルヘルスマネジメント事業の成果指標は「教職員の精神疾患による病気休職者数の割合」。	
指摘事項 もしくは 意見	○ 平成 29 年度から教職員の精神疾患による病気休職者数が増加している。 (改善提案) ○ 今後も教職員の負担を減らすための事業を推進し、児童生徒に向き合う時間を確保し、教職員の教育におけるやりがい確保して、精神疾患による病気休職者数の減少に努められたい。	

項目	【意見Ⅳ-1-(1)-28】スクールガードの登録者について	本編 P272
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校の管理下における事件・事故が大きな問題となっていることから、子どもが安心して学校に通い、教育を受けられるようにするため地域の関係機関・団体と連携して学校安全に取り組む体制を推進。 ○ スクールガードはボランティアとして児童生徒の登下校時の見守り活動を担当。 	
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 監査対象年度におけるスクールガード登録目標は 25,000 人であるが、実際には 17,702 名の登録であり、目標値に達していない。 ○ 目標も監査対象年度における 25,000 人から令和元年度は 20,000 人に削減されている。 ○ スクールガードとして活動参加者の高齢化や、PTA活動への参加意識の変化などによるスクールガード人数が減少していることを背景に、現実的な目標人数として再設定したもの。実際に学校で必要なスクールガード数を積み上げて算定したものではない。 <p>(改善提案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 必要なスクールガードの人数は、学校の場所や規模、通学路の配置などによって異なるはずであるから、学校でどの程度のスクールガードが必要かを想定し、その積み上げとして登録目標を設定されたい。 	

項目	【意見Ⅳ-1-(1)-29】細菌検査の結果と対応の記載について	本編 P285
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教育委員会は、給食センターをPFI方式により整備、維持管理・運営。 ○ 教育委員会は、給食センターの実際の運営を行うSPCから運營業務報告書の提出を求め、その運営状況のモニタリングを実施。 ○ SPCが行う給食の配送中・配送先での衛生管理の一環として、従業員を対象とした細菌検査を月2回実施。 ○ 検査により陽性となった場合、医療機関を受診させ、陰性となったことが確認されるまで本業務に従事させないこととなっている。 	
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 給食センターの円滑な運営のため、検査結果やその後の対応について、センター常駐の教育委員会職員が口頭で報告を受けて陽性者を調理に従事させない体制をとっている。 ○ しかし、運營業務報告書には、数日後の再検査結果が記載されているのみで、陽性となった従業員に再検査の結果、陰性となるまで業務に従事させなかったかどうかの記載がなかった。 <p>(改善提案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 給食の提供を給食センター方式で行う場合、小学校が採用する自校調理方式に比べて、食材そのものや調理過程の衛生管理を徹底しなければ、食中毒が起きた場合、被害が広範囲に広がる可能性がある。 ○ 教育委員会による徹底したモニタリングのために、細菌検査の結果に問題があった場合には、その対応についても具体的に報告書に記載するよう依頼されたい。 <p>※PFI(Private Finance Initiative) 公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法</p> <p>※SPC(Special Purpose Company) 特定目的会社 特定事業を実施することを目的として設立された会社</p>	

項目	【意見Ⅳ-1-(1)-30】PFI事業開始時に算定されたLCCの検証について	本編 P287
現状	○ 給食センターの整備運営をPFI事業のVFMは、PFI 事業計画時にPSCとLCCの比較によって算定されている。	
指摘事項 もしくは 意見	<p>○ 支出の「サービス対価」とされる部分について、SPCである株式会社福岡市第1学校給食サービスと株式会社福岡市第2学校給食サービスの財務書類等を毎年度モニタリングしている。</p> <p>○ しかし、LCCのうち、収入と「サービス対価」以外の支出についてはモニタリングされていない。</p> <p>(改善提案)</p> <p>○ PSCは予測数値であることから、実際の数値を算定することは出来ないが、LCCについては、実際に設備投資にかかった費用やその後の運営費用から算定することは可能である。</p> <p>○ 給食センターはPFI事業終了後も継続していくことから、終了に際しては事業期間全体のLCCが計画どおりであったかを検討し、次期事業のために対策を取ることが望ましい。</p> <p>○ また、LCCのモニタリングについては一部のみではなく、収入と支出を含めたモニタリングが必要であり、PFI事業開始時のVFMが実現できたかどうかの視点でモニタリングを行われたい。</p> <p>※VFM(Value for Money) 支払い(Money)に対して最も価値の高いサービス(Value)を供給するという考え方。 従来の方式と比べてPFIの方が総事業費をどれだけ削減できるかを示す</p> <p>※PSC(Public Sector Comparator) 自治体がPFIの対象となった事業を、自ら実施する場合の事業期間全体を通じた財政負担の見込額の現在価値</p> <p>※LCC(Life Cycle Cost) プロジェクトにおいて、計画から、施設の設計、建設、維持管理、運営、修繕、事業終了までの事業全体にわたり必要なコスト</p>	

項目	【意見Ⅳ-1-(1)-31】生徒に対する給食アンケートの実施について	本編 P291
現状	<p>○ PFI事業におけるVFMはコストカット効果のみではない。行政サービスの品質向上なども含む。</p> <p>○ 福岡市では平成28年12月に、平成28年度2学期から新たに第1・第2給食センターからの給食提供を開始した学校について、教職員や生徒に対しアンケート調査を実施。</p>	
指摘事項 もしくは 意見	<p>○ 福岡市では事業開始後の平成28年度にアンケートが実施されていたが、その後、アンケートは実施されていなかった。</p> <p>(改善提案)</p> <p>○ 生徒に対するアンケートについては、継続的に実施し、給食に問題や課題がないか把握されたい。すべての中学校と生徒に毎年度アンケートを実施することは困難であるから、抽出や持ち回りで実施するなど、工夫されたい。</p>	

項目	【指摘事項Ⅳ-1-(1)-4】特記仕様書の記載誤りについて	本編 P304
現状	○ 福岡市契約事務規則では、設計金額1億円以上の工事は中間技術検査を実施することが必要。	
指摘事項 もしくは 意見	○ 能古小学校・能古中学校校舎増築その他空調設備工事に関して、当初の設計金額が1億円を超えたため、特記仕様書に中間技術検査の実施を要する旨の記載をしていた。 ○ その後の再積算では設計金額が1億円未満となり中間技術検査の実施は必要なくなったが、特記仕様書は修正されず、中間技術検査の実施を要する旨の記載のまま契約が行われた。(是正の方向性) ○ 設計金額が1億円未満となった時点において、特記仕様書を「中間技術検査を実施しない」ものとすべきであった。特記仕様書は正確に記載されたい。	

項目	【意見Ⅳ-1-(1)-32】教職員が使用するパソコン等情報機器のたな卸しについて	本編 P308
現状	○ 校務情報化推進事業により、全ての教職員に対して校務用にパソコンを貸与。	
指摘事項 もしくは 意見	○ 貸与するパソコンについては、現物のたな卸しを実施していない。 ○ 貸与期間終了時にはパソコンを返却することになるため、紛失していれば返却の際に発覚するが、パソコンを紛失した場合には、保存されている個人情報や校務情報などが悪用されないよう、直ちに対応を取るべきであり、現物があるかどうかを定期的を確認することは必要な手続である。 (改善提案) ○ パソコンのみでなく、複合機などもハードウェアに個人情報や校務データなどが残る可能性がある。 ○ 個人情報や校務データを取り扱う情報機器類については、個体番号識別リストを作成し、年1回など定期的に一斉たな卸しを行うことについて検討されたい。	

項目	【意見Ⅳ-1-(1)-33】教職員個人所有のパソコン持ち込みについて	本編 P309
現状	○ 教職員個人が所有するパソコンを校内に持ち込むこと及び校外活動で使用することは原則として禁止。 ○ 業務上必要な場合に限り、「個人所有のパソコン持ち込み・持ち出し申請書兼許可証」により、機密文書取扱責任者(校長等)の許可を得て持ち込むことが可能。	
指摘事項 もしくは 意見	○ 教育委員会では、教職員による個人所有するパソコンの校内に持ち込み許可事例及び件数を把握していない。 (改善提案) ○ 例外的に個人が所有するパソコンの持ち込みが許可された場合、持ち込まれたパソコンの使用状況を常に第三者が監視していない限り、校内の個人情報や校務情報などの持ち出しリスクをゼロにすることが出来ない。 ○ 個人が所有するパソコンやその他のデバイスの持ち込みは全面的に禁止し、必要な機器は学校もしくは教育委員会で購入し、貸与するように改められたい。	

項目	【意見Ⅳ-1-(1)-34】部活動指導員の活用について	本編 P317
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 文部科学省では、部活動に係る教員負担軽減のため、中学校、高等学校等において、校長の監督を受け、部活動の技術指導や大会への引率等を行うことを職務とする「部活動指導員」が制度化。 ○ 市では、部活動指導員が単独で生徒を指導・引率し、教員はその支援を行う方法を採用。 ○ 監査対象年度より部活動指導員を中学校と高校に配置。 ○ 中学校において部活動顧問となっている教員数は 1,948 人、部活動の数は 1,252。 	
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 部活動指導員を中学校と高校に配置しているが、その人数は 68 人に留まっている。 (改善提案) ○ 部活動指導員は、部活動顧問として単独で、部活動全般の指導、試合への引率などを行うことが出来るため、その配置を促進することは、それまで競技等の経験の有無にかかわらず、指導や試合への引率を行ってきた教員の負担軽減に繋がる。 ○ 配置の増加は、児童生徒の安全、及び学校からの希望と予算等考慮すべき問題はあがるが、部活動補助指導者の部活動指導員への転換も含めて、部活動指導員の配置増員について検討されたい。 	

項目	【意見Ⅳ-1-(1)-35】学校における予算編成事務手続きについて	本編 P327
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校予算とは、学校長の裁量により学校で執行される予算。 ○ 学校予算の編成は、校内での予算編成会議により取り纏められた編成案を学校長が教育委員会に提出し、予算配分を受ける。 	
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 予算編成に係る議事録を作成している学校は少なく、また、学校独自の方法で予算編成作業が行われていた。 (改善提案) ○ 学校予算の効果的な執行を目的として、予算編成事務手続きの整備について検討されたい。 	

(2) 共同学校事務室の運用について

項目	【意見Ⅳ-1-(2)-1】共同学校事務室指導のフォローアップについて	本編 P331
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 共同学校事務室は、教員が担っている事務の一部を事務職員が担うことで、教員が子どもと向き合うことができる時間を確保する目的で設置。 ○ 学校事務の効率化、組織化による人材育成、チェック機能の強化等のため、学校事務の一部を集約して処理する機能を有す。 	
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「共同学校事務室指導状況報告書」もしくは「USB メモリ等外部記録媒体に関するチェックリスト」に付されたコメントについてフォローアップがなされていない。 ○ そのため、共同学校事務室が実施した指導日から、指導に基づく改善、事実確認等が実施されたか明らかにならない。 (改善提案) ○ 共同学校事務室による学校指導の実施ルールの整備を検討されたい。 	

項目	【意見Ⅳ-1-(2)-2】共同学校事務室へのさらなる移管について	本編 P332
現状	○ 共同学校事務室は、令和元年度から設置され、導入初年度。	
指摘事項 もしくは 意見	○ 教員の事務と事務職員の事務が明確に区分できていないものも多々あり、手探りで事務共同化を進めている状況。 (改善提案) ○ 教員の事務と事務職員の事務区分を明確化することで更なる共同化が推進できると考えられることからさらなる検討を行い、経済性も考慮しながら可能な限り共同学校事務室に移管を検討されたい。	

2. 財産管理の視点に関する監査結果

(1) 施設管理, 財産管理について

項目	【意見Ⅳ-2-(1)-1】備品の現物確認(点検)方法について	本編 P340
現状	○ 市の会計規則に基づき、年に2回備品出納記録に基づく備品の現物確認の実施が必要。	
指摘事項 もしくは 意見	○ 学校で統一した備品の現物確認(点検)方法が定められていない。そのため、各学校で実施している現物確認が不十分であり、備品出納簿(財務会計システム)と備品現物の整合性が確保できない状況にある。 (改善提案) ○ 教育委員会は、市会計規則に定める手続との整合性を考慮の上で、学校備品の特性と事務負担を考慮した現物確認方法について、各学校で統一した方法による現物確認が実施できるような方策を検討し、周知徹底することを検討されたい。	

項目	【指摘事項Ⅳ-2-(1)-1】薬品管理台帳による管理について	本編 P343
現状	○ 学校が保有する薬品は薬品管理台帳にて、その入庫、出庫、残高を管理。	
指摘事項 もしくは 意見	○ 記録方法の不備が2校で確認された。その結果、実際の薬品の入出庫について確認が台帳上で出来ない状況が確認された。 ○ 不備の状況は以下のとおり。 ・「使用目的」欄に「実験」、「使用数量」欄に「0」、「備考欄」に「未開封」と記載されており、薬品使用の経過記録なのか薬品の現物確認の記録なのか把握することができない。 ・「使用数量」欄に薬品の使用数量ではなく残量が記載されている。 (是正の方向性) ○ 薬品の適切な管理のため、ルールに従った「薬品管理台帳」の記載方法遵守を徹底されたい。	

項目	【意見Ⅳ-2-(1)-2】長期間使用されていない薬品について	本編 P343
現状	○ 学校が保有する薬品は薬品管理台帳にて、その入庫、出庫、残高を管理。	
指摘事項 もしくは 意見	○ 学校においては、理科の実験等で使用する薬品について管理を行っているが、長期間使用されていない薬品があった。 (改善提案) ○ 薬品による事故防止、薬品そのものの盗難、劣化・揮発等による減耗を予防するとともに、学校における管理事務負担を低減させることを目的として、学校保管の薬品の種類、数量を低減させるため薬品保管ルール、もしくは、市立学校の一元的な薬品在庫の把握と学校間融通等を検討されたい。	

項目	【意見Ⅳ-2-(1)-3】薬品の管理方法について	本編 P343
現状	○ 学校が保有する薬品は薬品管理台帳にて、その入庫、出庫、残高を管理。	
指摘事項 もしくは 意見	○ 現行の薬品管理ルールでは、学校が保管する薬品種類、数量が一覧できる様式が準備されておらず、記載内容は各学校が自校の実態に合わせて作成している。 ○ そのため、現在用意されている様式である「薬品管理台帳」と薬品現物の両方を同時に盗難、紛失した場合には、その事実を把握することが困難な状況になる。 (改善提案) ○ 現行の「薬品管理台帳」だけではなく、学校が保管する薬品種類、数量が一覧できる様式を準備することを検討されたい。	

項目	【意見Ⅳ-2-(1)-4】記録媒体の利用について	本編 P344
現状	○ 学校においては、教育委員会が賃貸借契約により管理している USB メモリ(A-Locky 対応) 3,433 個と、学校が独自に購入した「A-Locky 対応」以外の USB メモリを多数保有。 ○ 現状の教育ネットワークでは、教職員が必要な校務を行うにあたっての USB メモリ等の記録媒体には、高い利便性が認められている状況。	
指摘事項 もしくは 意見	○ USB メモリは紛失リスクがあり、教育情報を含む個人情報を取り扱う学校においては USB メモリを可能な限り使用しないよう USB メモリの利用頻度を低減させるようなさらなる取り組みが必要である。 (改善提案) ○ 情報漏洩リスクと教職員の USB メモリ管理事務負担軽減のため、USB メモリの利用頻度を低減させるような教育情報ネットワークを構築することを検討されたい。 ○ USB メモリ等の記録媒体には、高い利便性が認められている状況での単純な USB メモリ等記録媒体の管理強化は、教職員の校務負担増加につながる懸念される。 ○ 情報漏洩リスクと教職員負担を勘案し、教職員の働き方や業務内容を調査、分析に基づく慎重な検討が望まれる。	

項目	【指摘事項Ⅳ-2-(1)-2】記録媒体の管理について	本編 P347
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教育委員会では、保有する機密文書を保護するため、USB メモリ等外部記録媒体の取り扱いについてルールを整備。 ○ USB メモリ等外部記録媒体は「記録媒体管理簿」にて管理。 ○ 使用時は使用者が「記録媒体利用台帳」を作成して学校長等の承認が必要。 ○ USB メモリ等外部記録媒体により情報資産を外部に持ち出し及び持ち込みを行う場合は「情報資産外部持ち出し等チェックシート」による確認が必要。 	
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校が管理する記録媒体のうち USB メモリについて、学校監査時点で所在が不明なもの 1 件があった。なお、監査期間中に当該 USB メモリは発見された。 ○ 当該 USB は平成 23 年 10 月 22 日に購入されたものであるが、令和元年度の「記録媒体利用台帳」には利用記録はなく、また、「記録媒体管理簿」に廃棄された記録がなく、所在について現状の確認ができなかった。 <p>(是正の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ USB メモリ等外部記録媒体については、紛失による情報漏洩リスクを低減させるため、規定に基づく厳密な受払管理と定期的な現物確認を行い、所在不明となる可能性を低減させる必要がある。 	

項目	【指摘事項Ⅳ-2-(1)-3】記録媒体の処分方法について	本編 P348
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 記録媒体を廃棄する場合には、その中に保存されている情報資産が復元され情報漏洩が生じないよう物理的な破壊を行うことを規定。 	
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校が物品として管理使用していたハードディスクについて財務システム上で「物品処理票(払出)」の決裁処理がなされているが、その処分方法、記録媒体のデータ消去履歴等の記録はなかった。なお、その後の調査により、データ消去ソフト使用后、破碎処理されたことが確認されている。 ○ 教育委員会は、「機密文書の保護に関するガイドライン」において、「USB メモリ等外部記録媒体」の範囲を具体的に示しておらず、どのような電子機器を管理対象とすべきかを整理の上、明確にする必要がある。 <p>(是正の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 情報漏洩を防止するため、記録媒体の廃棄に関するルールを徹底されたい。 ○ また、情報漏洩リスクの観点から管理すべき電磁記録媒体を明確にし、学校への周知徹底を図られたい。 	

項目	【意見Ⅳ-2-(1)-5】親睦会費の管理について	本編 P352
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 親睦会とは学校等の拠点単位で、そこに属する教職員等により構成される任意団体。 ○ 教職員間での慶弔や福利厚生のための経費等が親睦会費により賄われており、構成する教職員の給料から天引きされて、所属する親睦会の預金口座に振り込まれる。 ○ 親睦会費は、準公金に準じて取り扱うものと整理されており、横領等が生じた場合には処分の対象。 	
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各親睦会の規約等に基づき管理されるものとして、親睦会費の管理について教育委員会の関与は行われていない。 <p>(改善提案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 教育委員会は、親睦会費は準公金に準ずるものとして位置づけを明確にし、学校での管理水準向上に向けたマニュアル等の整備について検討されたい。 	

項目	【意見Ⅳ-2-(1)-6】交通系 IC カードについて	本編 P353
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各学校に交通系 IC カードが貸与され、公共交通機関利用の精算がされる。 	
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各学校で保管を行っている長期間使用されていない交通系 IC カードが確認された。 <p>(改善提案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 交通系 IC カードの横領等の事故及び事務職員の事務負担を軽減させるため、各学校に対して、利用実績のない交通系 IC カードは積極的に返納促進を実施されたい。 	

(2) 債権管理(未収金), 学校徴収金等の管理について

項目	【意見Ⅳ-2-(2)-1】学校徴収金の管理について	本編 P362
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校徴収金とは、学校の教育活動に要する経費で公費以外の経費として、学校が保護者から徴収する生徒会費、教材費、修学旅行費及びその他の金員。 ○ 教育委員会では、その管理のため要綱、マニュアルを整備。 ○ 保護者からの学校徴収金の徴収、督促、及びその執行に係る業者への発注、納品、支払について学校事務職員が担当。 	
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校徴収金の管理業務は各学校における事務において大きな負担である。特に、学校徴収金に滞納が生じた場合の事務は、学校と保護者との信頼関係にも影響を与えるため慎重な対応が求められ、事務職員、教員、校長・教頭等管理職の業務負担が非常に大きい業務である。 ○ 学校徴収金を財源に学用品等を購入する場合、児童等に一斉に引き渡すため、取引業者は発注数量全てを支払に先立って納品することになる。 ○ そのため、滞納が生じた場合、取引業者へは請求額に対して未納者分を除いた額で支払うこととされているため、滞留によって生じる不利益は取引業者が負担することになる。 ○ また、遠足等校外活動に必要な交通機関運賃も徴収することになるが、未納が生じている保護者の児童が出席した際に、未納を理由に参加させられないとの判断を、学校へ求めるのは、教職員による未納額の立替を誘引することになる。 <p>(改善提案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校負担の軽減を目的として、学校徴収金となっている事案自体の可否等や代替方策の有無の精査を更に進められたい。 ○ また、学校を経由せずに保護者と業者間との支払い、徴収方法や、徴収金管理システムの構築、児童手当からの充当、公会計化等の面からも検討されたい。 ○ なお、公会計化に関しては、教師の士気や教育内容の充実強化の支障とならないように配慮しつつ、法的根拠など憲法や地方自治法との関係整理も含めて検討を進められたい。 	

項目	【指摘事項Ⅳ-2-(2)-1】修学旅行に関する旅行業者選定について	本編 P365
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 修学旅行に関する旅行業者は、各学校が設置する修学旅行業者選定委員会の審議により決定。 ○ 往査した学校においては、学校が必要とする条件を詳細に提示した仕様書を作成し、複数(3社以上)の業者が提出する企画見積書を比較検討。 ○ 経費だけではなく、教育的効果や児童生徒の安全・衛生確保などの面からも十分に検討の上、総合的に判断される。 	
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実査した学校のうち1校について、修学旅行に関する旅行業者選定に際し、見積依頼業者からの企画見積書の記載水準に大きな差があり、選定委員による詳細な比較検討が困難な状況で選定評定表による選定が行われていた。 <p>(是正の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 修学旅行の業者選定については、経費負担、教育的効果や児童生徒の安全・衛生確保の双方から十分な検討を行うことができるよう、仕様書で示されている企画見積書が提出されたうえで行うよう、学校へ指導されたい。 	

3. 教職員の労務管理を踏まえた財務事務の執行状況について

(1) 学校における労務管理の状況

項目	【意見Ⅳ-3-(1)-1】学校外の勤務状況について	本編 P400
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国は、教職員の長時間勤務の実態は「看過できない状況」であり、「学校教育の根幹が揺らぎつつある現実」として非常に重要な課題として認識されており、「学校における働き方改革」を推進。 ○ 教育委員会は、国の「学校における働き方改革」を踏まえ、学校教育に携わる教職員、事務職員の負担を軽減し教員が子どもと向き合うことができる時間を確保するため、「福岡市立学校 教職員の業務改善のための実施プログラム(平成30年3月)」の公表、令和元年度からは3か所の「共同学校事務室」を設置等の様々な施策に取り組む。 ○ 国の「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」においては、「校外での勤務時間を外形的に把握」したうえで教職員の「在校等時間」を把握することとしている。 	
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教育委員会では、学校外での教職員の勤務状況について調査を行っていない。 ○ また、令和元年度に市立学校において順次導入されているフリーソフトを利用した出退勤時間記録システムは、在校時間(勤務校に出勤してから退勤するまでの時間)に基づいて勤務時間を把握するものであり、学校外の勤務状況について把握することを想定した運用となっていない。 (改善提案) ○ 教育委員会は、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」に基づき、例えば、部活動の活動記録や出張の行程表などをもって、学校外での勤務実態を把握できる仕組みの構築に努められたい。 	

項目	【意見Ⅳ-3-(1)-2】自宅持ち帰り業務について	本編 P402
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」では、「持ち帰り業務」については「在校等時間」に含まれず勤務管理の対象外となっている。 ○ ただし、「持ち帰り業務」という勤務実態がある中で、その内容や時間規模が認識されない状況では、以下のリスクが発生すると考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・勤務の上限目安時間を守るためだけに自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加する。 ・上記の目的で持ち帰り業務を行う場合には、本来校内において行うべき機密性の高い業務が行われる蓋然性が高くなる。それに伴い、正当な理由に基づく情報資産の外部持ち出しが困難となり、ルールに基づく決裁、情報資産の外部持ち出し方法がなされず、情報漏洩リスクが高まる。 ・持ち帰り業務をせざるを得ない介護や育児などの事情がある教職員への対応等に向けた基礎データが得られず、教職員のテレワークの在り方等勤務環境についての改善が適時適切に図られない。 	
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教育委員会では、学校外での教職員の勤務状況について調査が行われていない。そのため、教職員が自宅に持ち帰って行う業務の実態について把握できていない。 (改善提案) ○ 持ち帰り業務に関するリスクに対応するため、その勤務実態について把握することを検討されたい。 	

項目	【意見Ⅳ-3-(1)-3】地域等との関わり方について	本編 P403
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運動会等の地域行事やPTA活動に対し学校長、管理職教員等が参加している実態。 ○ 「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」においては、地域住民等の立場として地域活動に参加している時間は「在校等時間」からは除かれる。 	
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域行事へは過去から継続して学校からの参加者を出しているが、学校からどの立場で参加しているのかという明確な整理が行われていない。 ○ 国は、学校における働き方改革の一環として学校業務の役割分担・適正化を行うことを求めている。その中に今まで学校が担ってきた業務のうち「基本的には学校以外が担うべき業務」については、学校からそれ以外に業務分担することを求めている。 ○ その現場対応を担うのが現状は、学校長等の管理職であり、単に各種行事に地域住民としての立場で参加するのではなく、上述の役割分担の理解・推進していくための学校渉外担当としての立場、役割であれば、それは学校教育に必要な業務として認識するべきである。 (改善提案) ○ 教育委員会は、学校長等管理職が担うことのできる業務範囲、業務量及び責任を明らかにする一環として、地域等との関わりに係る学校長等の立場を整理することを検討されたい。 	

項目	【意見Ⅳ-3-(1)-4】業務改善の取組みの徹底について	本編 P404
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教育委員会は、教員が子どもと向き合う時間を確保し、教育活動を充実することを目指すものとして、長期間勤務の解消を含む実施プログラムを「福岡市立学校 教職員の業務改善のための実施プログラム(平成 30 年3月)を策定。 ○ その一環として、学校閉庁日、定時退校日の設定、部活動休養日を推進。 	
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 監査手続として実施したアンケートの結果、学校閉庁日における勤務状況確認、定時退校日の設定、部活動休養日の設定について、概ね実施されているが、一部実施されていない旨の回答があった。 (改善提案) ○ 長期間勤務解消に向けた取組を推進するため、各学校に周知徹底を行い、100%の実施に努められたい。 	

4. 総合意見

項目	教育委員会の学校現場サポートの強化について	本編 P409
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 我が国において、教員不足が課題となっている。国の調査では、調査対象自治体のすべての小学校で教員が不足しているという結果。 ○ 同様に、市の教員採用の受験倍率の推移も下降傾向にある。 ○ 教員不足、及び教員採用の競争倍率の低下の主な要因としては、教職員の長時間勤務や保護者対応等の業務負担等がテレビ・新聞、インターネットによって報道され、他の職種と比較して相対的に魅力が低下したことも一因として考えられる。 ○ そのため、教育委員会は、学校における働き方改革の推進に向けて、国の推進に先んじて学校給食費の公会計化、「共同事務執行体制」、「教職員の業務改善のための実施プログラム」等を実施し、教職員の労働環境の改善を図っている。 	
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校教育に関する事業については、その内容、手法、もしくは成果に関して教育現場からのフィードバックを踏まえた対応が必要な事業が検出された。 ○ 財産管理については、市の教育現場単独では対応が困難な課題について、教育委員会は現行ルールに基づく指導等の支援は実施しているが、国の動向などを踏まえると、教職員の業務負担を踏まえた課題解決に向けて更なる対応が求められる。 ○ 教職員の労務管理については、わが国で一般的に認識されている重要な課題である学校外の勤務状況を把握するための調査が未実施であり教職員の負担全容解明に踏み込んでいない。 (改善提案) ○ 学校教育の充実を担う教職員の勤務状況を改善し再び魅力ある職場として認識されるようになるため、教育委員会は、学校現場における課題認識を積極的に行い、学校における働き方改革を強力に推進することを検討されたい。 	

以上